

ダイオキシン類実測値(昭島加入後は推測値) 単位:mg-TEQ/年間

単位:mg-TEQ/年間

排出濃度 ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>

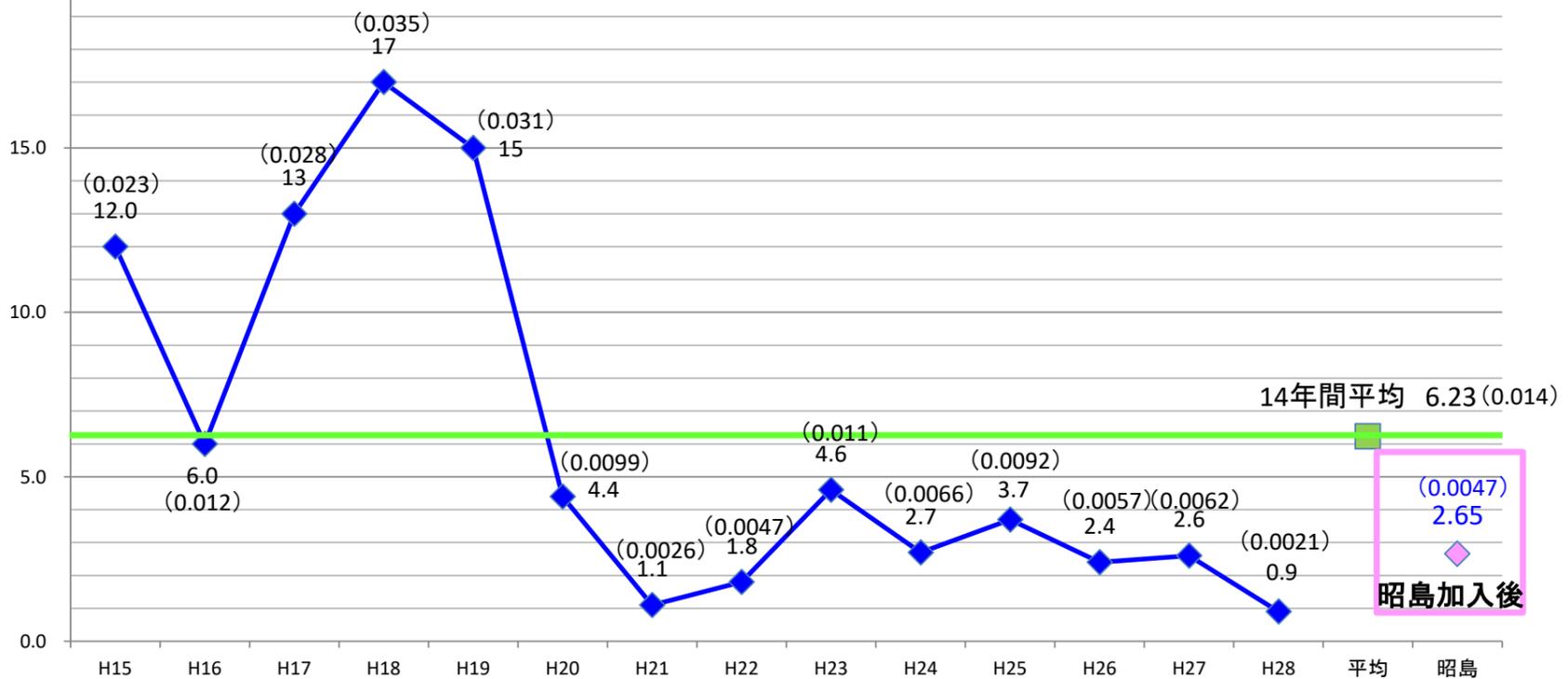


ごみ焼却量等

(単位:t)

H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	平均	昭島市加入後
79,757.03	74,261.85	70,272.66	72,304.88	75,183.57	70,564.66	64,573.59	64,330.15	64,018.86	62,375.60	60,844.38	62,750.44	63,701.27	62,700.77	67,688.55	86,700

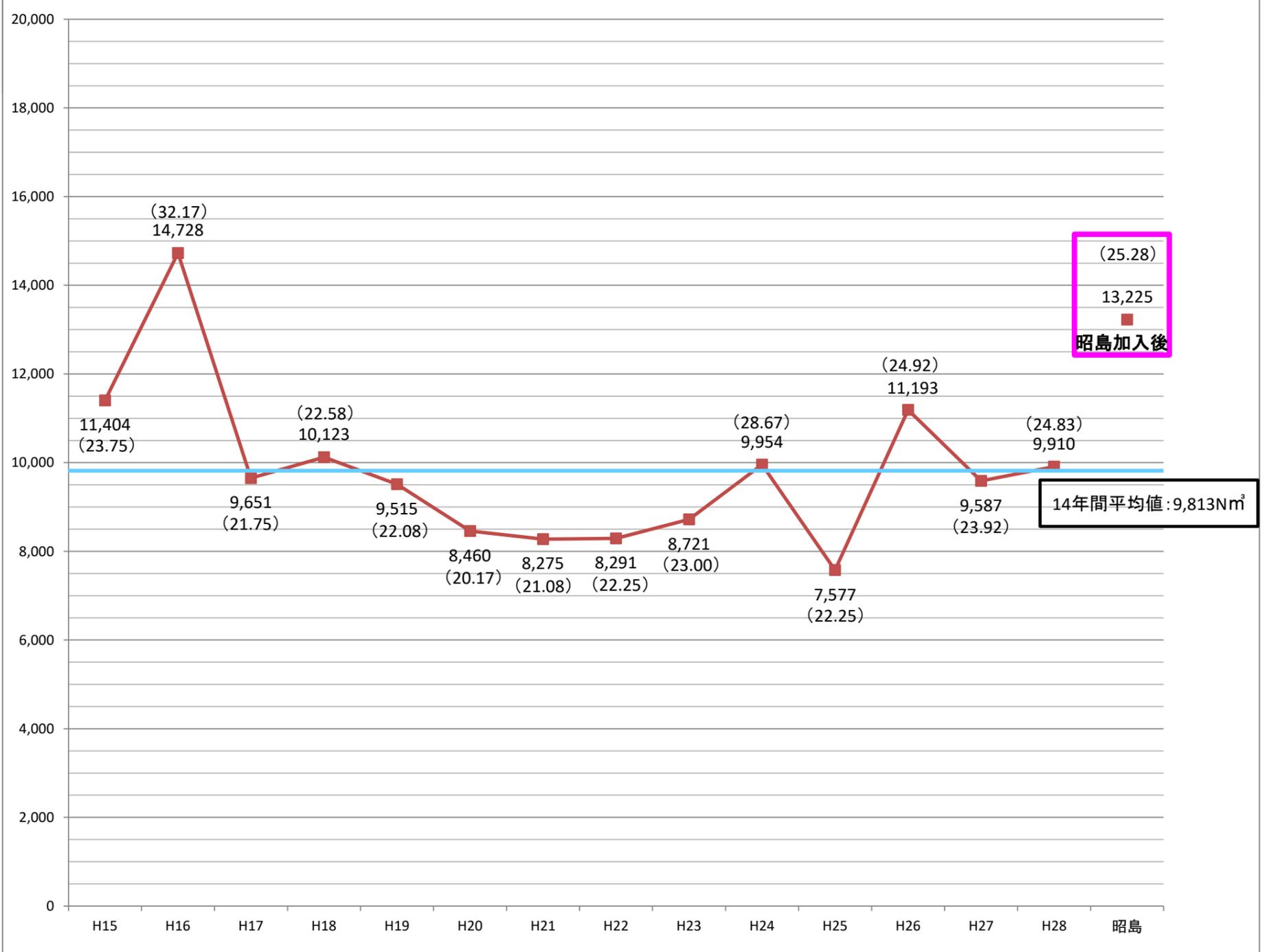
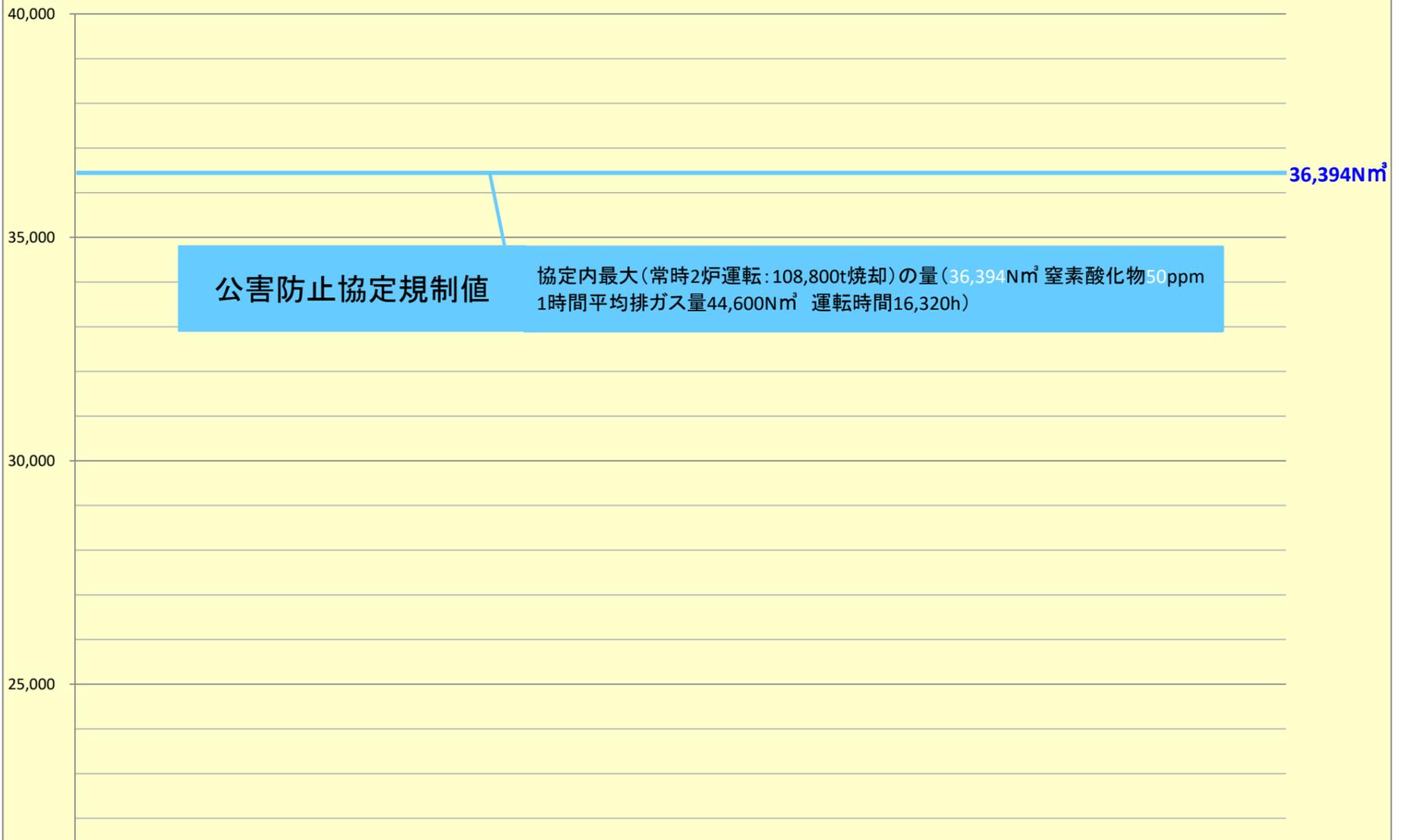
※ 平均は、平成15年度から平成28年度の平均値



※ 表中カッコ内数字は1m<sup>3</sup>当たりの実測平均値(昭島加入後は推測値)。単位:ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>

表は平成15年度からのダイオキシン類実測値を基にPRTR法の計算式(全炉年間ダイオキシン類平均値×全炉年間総運転時間×全炉年間平均排ガス量)で計算した値を示したものである。なお、昭島加入後の値は平成26年度～28年度の各炉ダイオキシン類の測定平均値(0.0047ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>)、排ガス量平均値、運転時間は8万6,700トン処理に必要な時間数13,005時間を基に計算した推測値である。平成20年度以降は5mg-TEQ以下を維持しており、協定内最大実績量の処理をした場合の法規制値、公害防止協定規制値、新公害防止協定規制値と比較してもそれぞれ、140分の1、70分の1、7分の1以下になっている。

窒素酸化物 単位: Nm<sup>3</sup>(カッコ内は年間平均ppm)

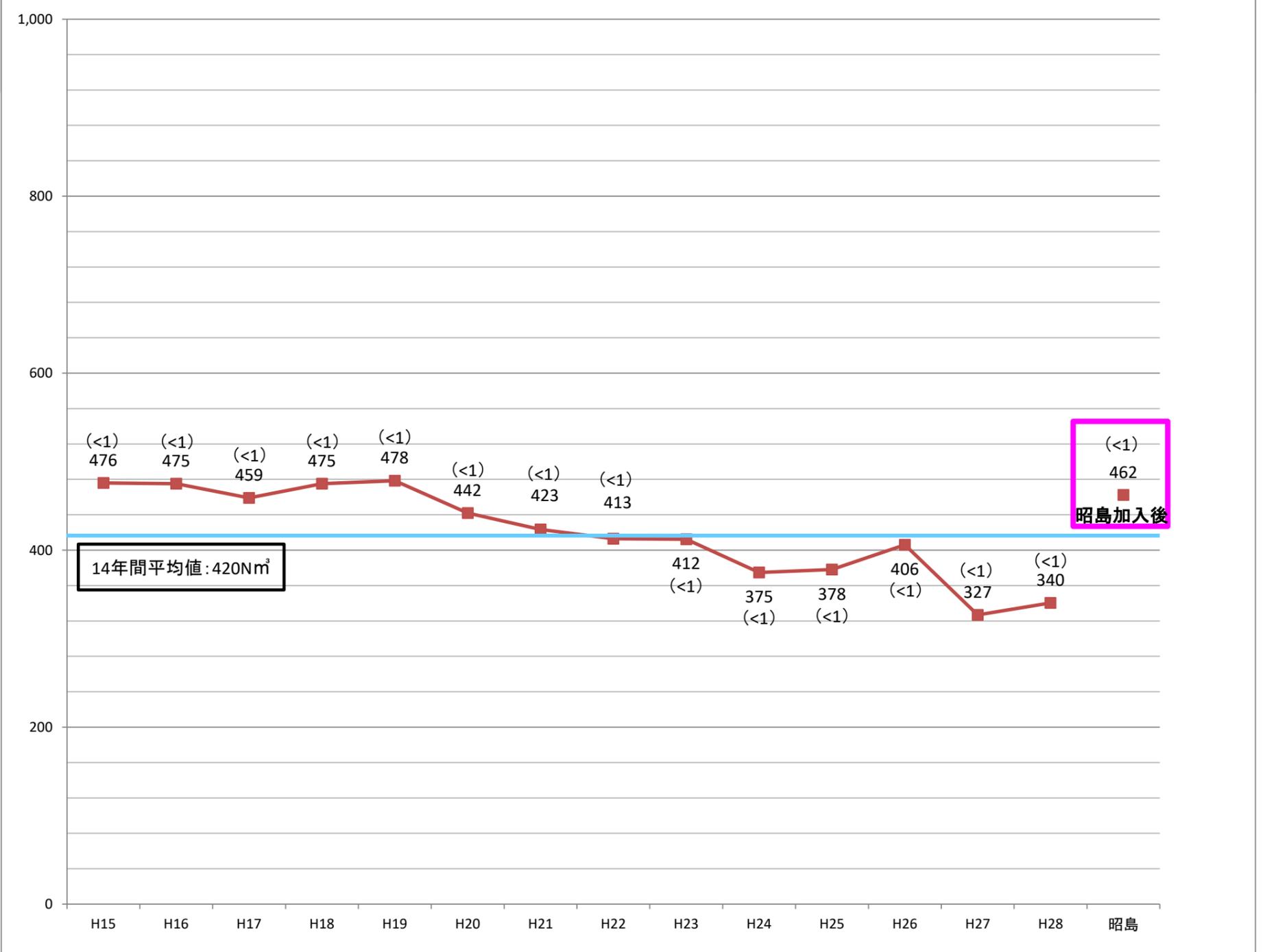
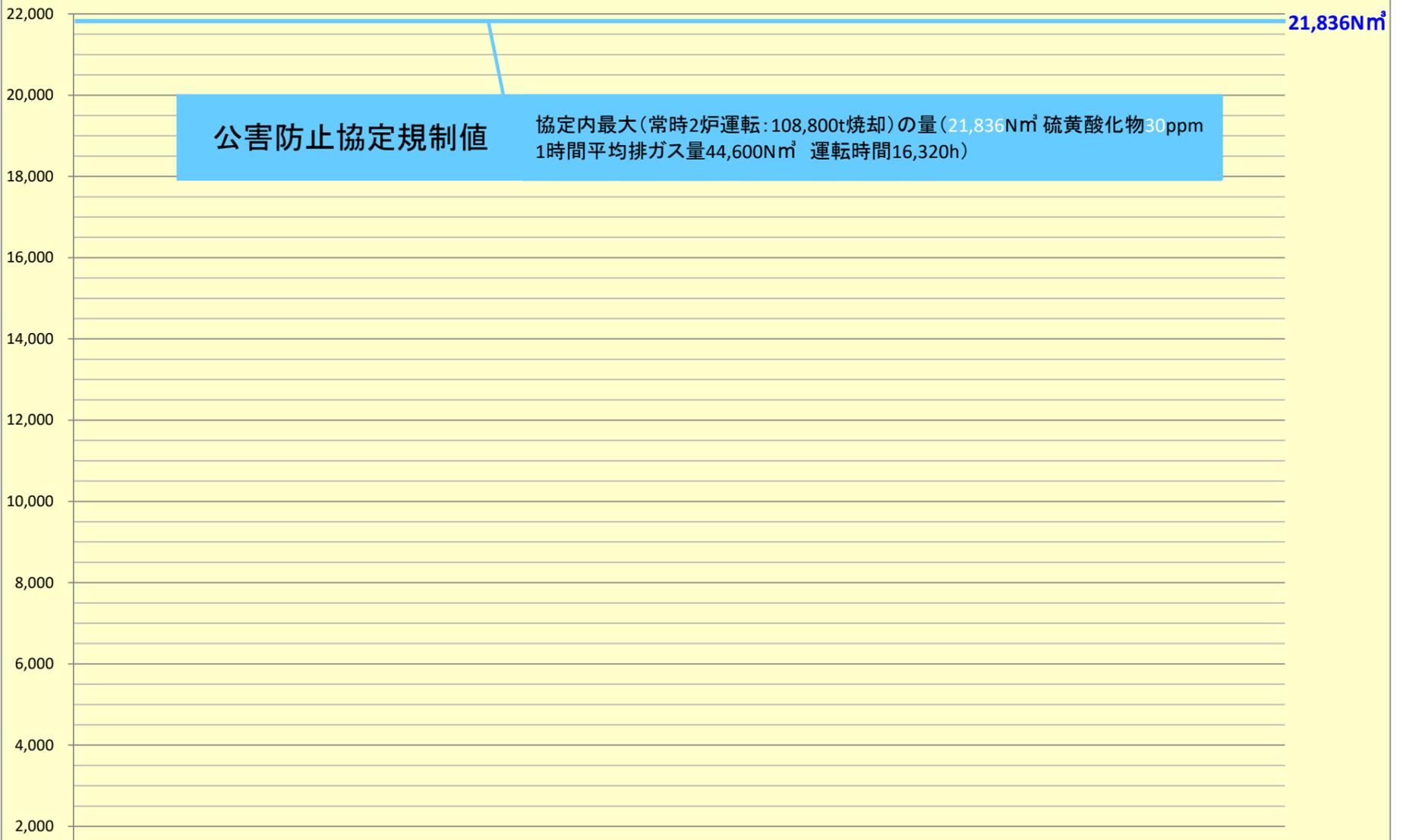


※ 窒素酸化物の公害防止協定規制値では総量規制はない。濃度規制はある。

※ 計算式は実測窒素酸化物濃度(Nm<sup>3</sup>/h) × 運転時間で算出している。

表は平成15年からの窒素酸化物の1年間の総排出量を示したものである。公害防止協定に規定されている最大焼却量(320t/日 × 340日)を処理した場合で公害防止協定規制値の50ppmを1年間排出し続けた場合の量は36,394Nm<sup>3</sup>となる。これに対し14年間の平均値は9,813Nm<sup>3</sup>となっていて、公害防止協定規制値で排出した場合の27%程度となっている。また、昭島市加入後の値は平成26年度~28年度の窒素酸化物実測値の平均値と昭島市加入後の総運転時間(現在の6.27万トン処理に昭島市のごみ量2万4,000トンを加えた8万6,700トン进行处理するのに必要な時間)を乗じて算出した。昭島市加入後は運転時間が増加するため排出量も増加するが、公害防止協定規制値の50ppmを1年間排出した場合の36%程度となる。

硫黄酸化物 単位: Nm<sup>3</sup>(カッコ内は年間平均ppm <1は1ppm以下)

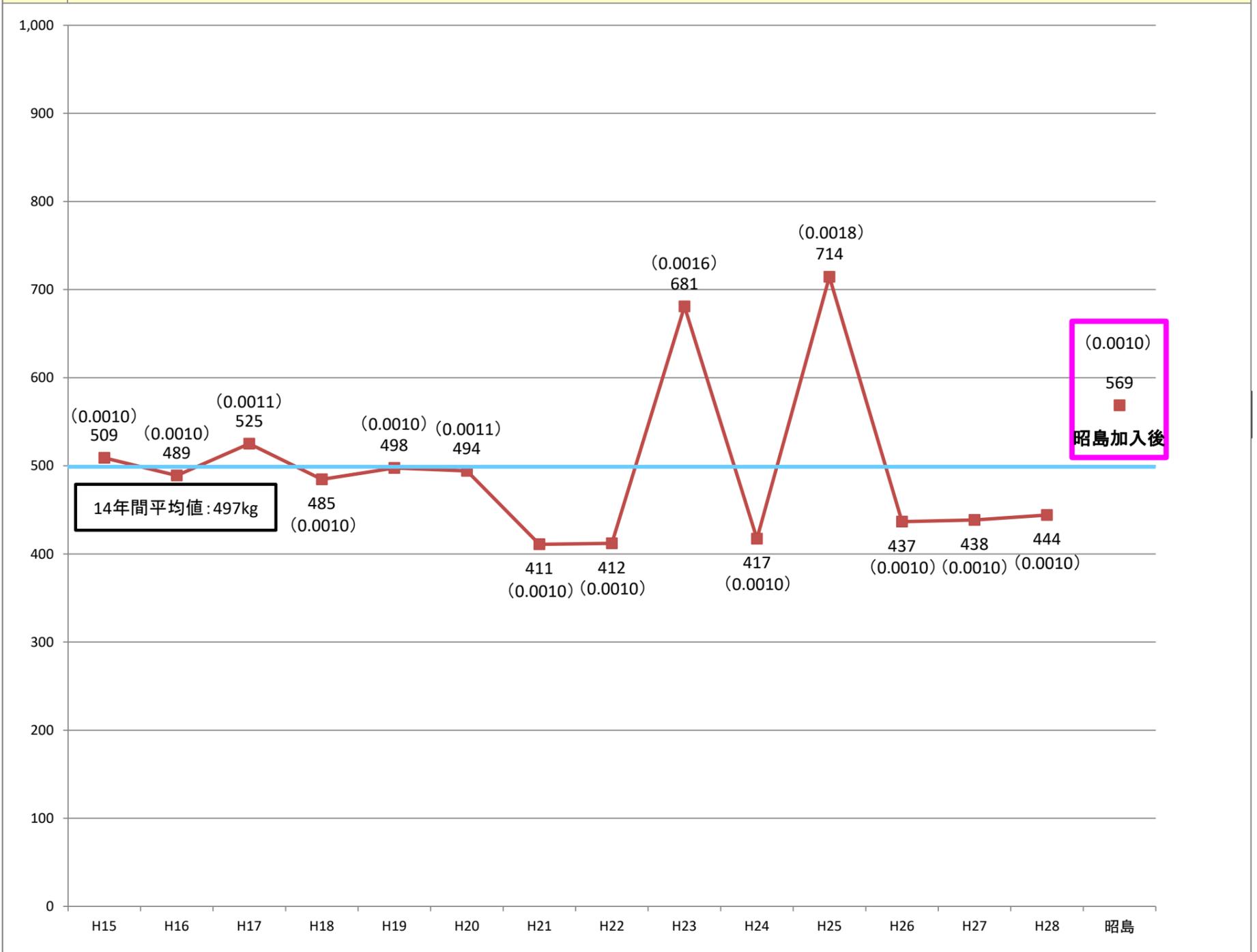
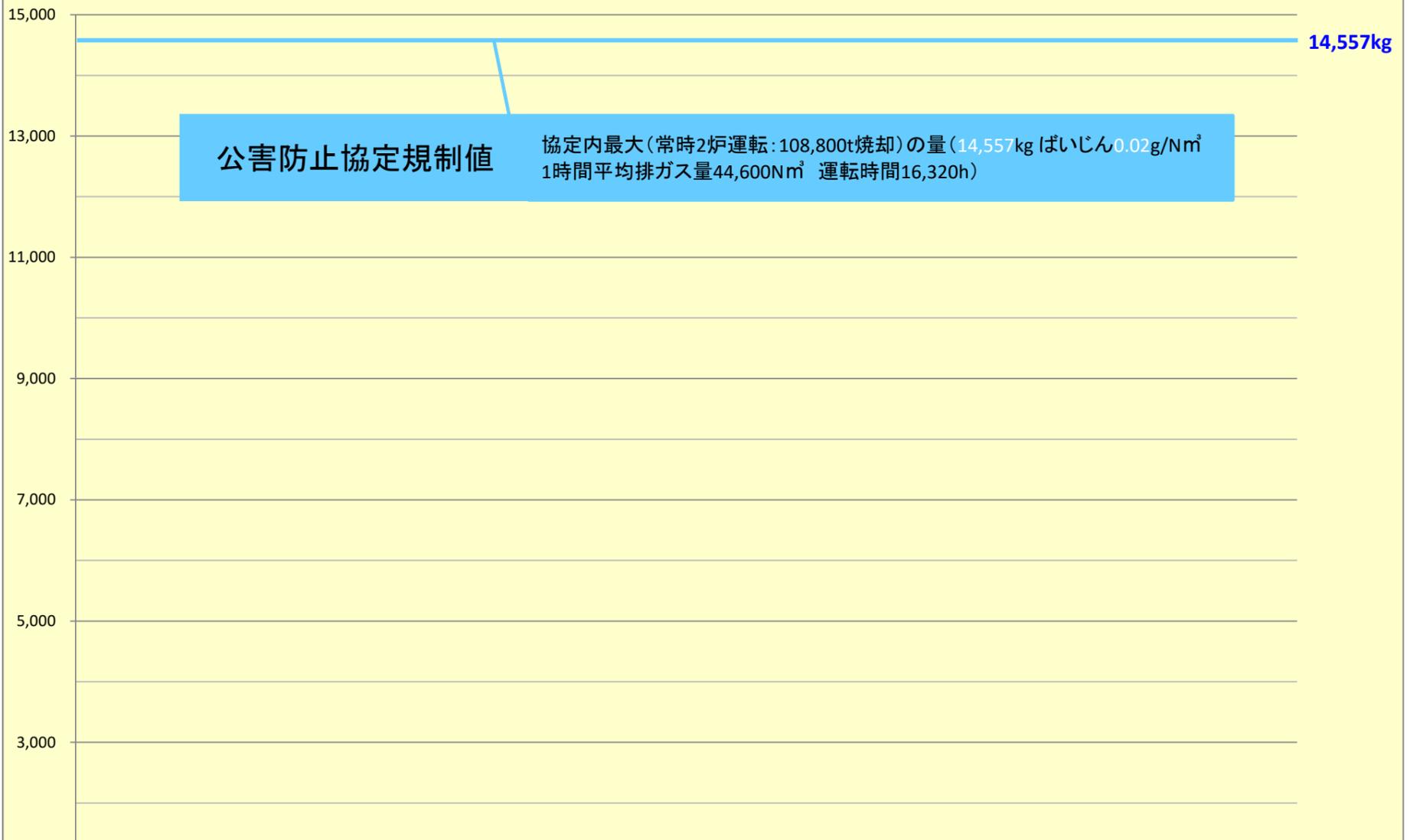


※ 硫黄酸化物の公害防止協定規制値では総量規制はない。濃度規制はある。

※ 計算式は実測硫黄酸化物濃度(Nm<sup>3</sup>/h) × 運転時間で算出している。

表は平成15年からの硫黄酸化物の1年間の総排出量を示したものである。公害防止協定に規定されている最大焼却量(320t/日 × 340日)を処理した場合で公害防止協定規制値の30ppmを1年間排出し続けた場合の量は21,836Nm<sup>3</sup>となる。これに対し14年間の平均値は420Nm<sup>3</sup>となっていて、公害防止協定規制値で排出した場合の1.9%程度となっている。また、昭島市加入後の値は平成26年度~28年度の硫黄酸化物実測値の平均値と昭島市加入後の総運転時間(現在の6.27万トン処理に昭島市のごみ量2万4,000トンを加えた8万6,700トン进行处理するのに必要な時間)を乗じて算出した。昭島市加入後は運転時間が増加するため排出量も増加するが、公害防止協定規制値の30ppmを1年間排出した場合の2.1%程度となる。

ばいじん 単位:kg(カッコ内は年間平均g/Nm<sup>3</sup>)

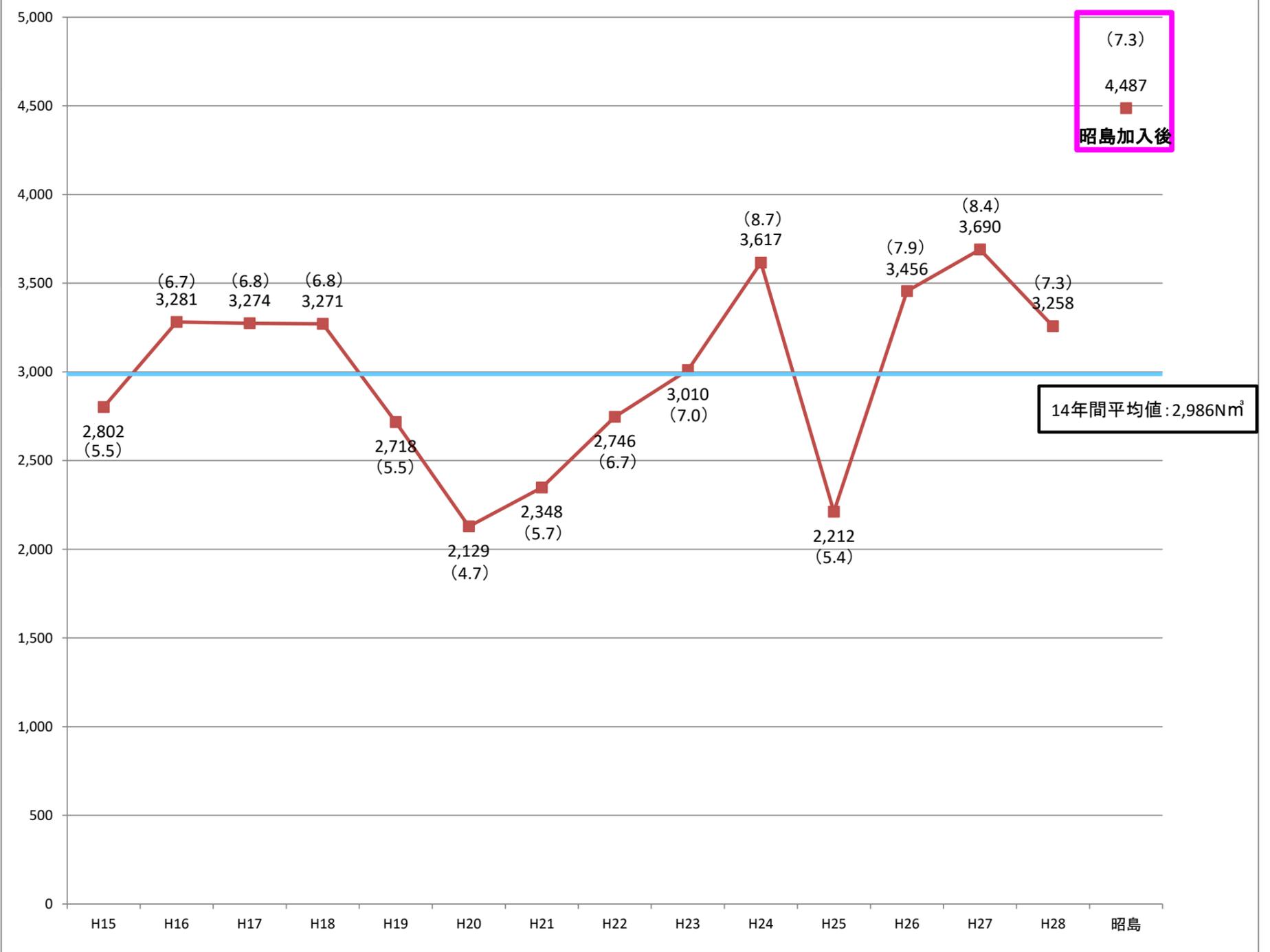
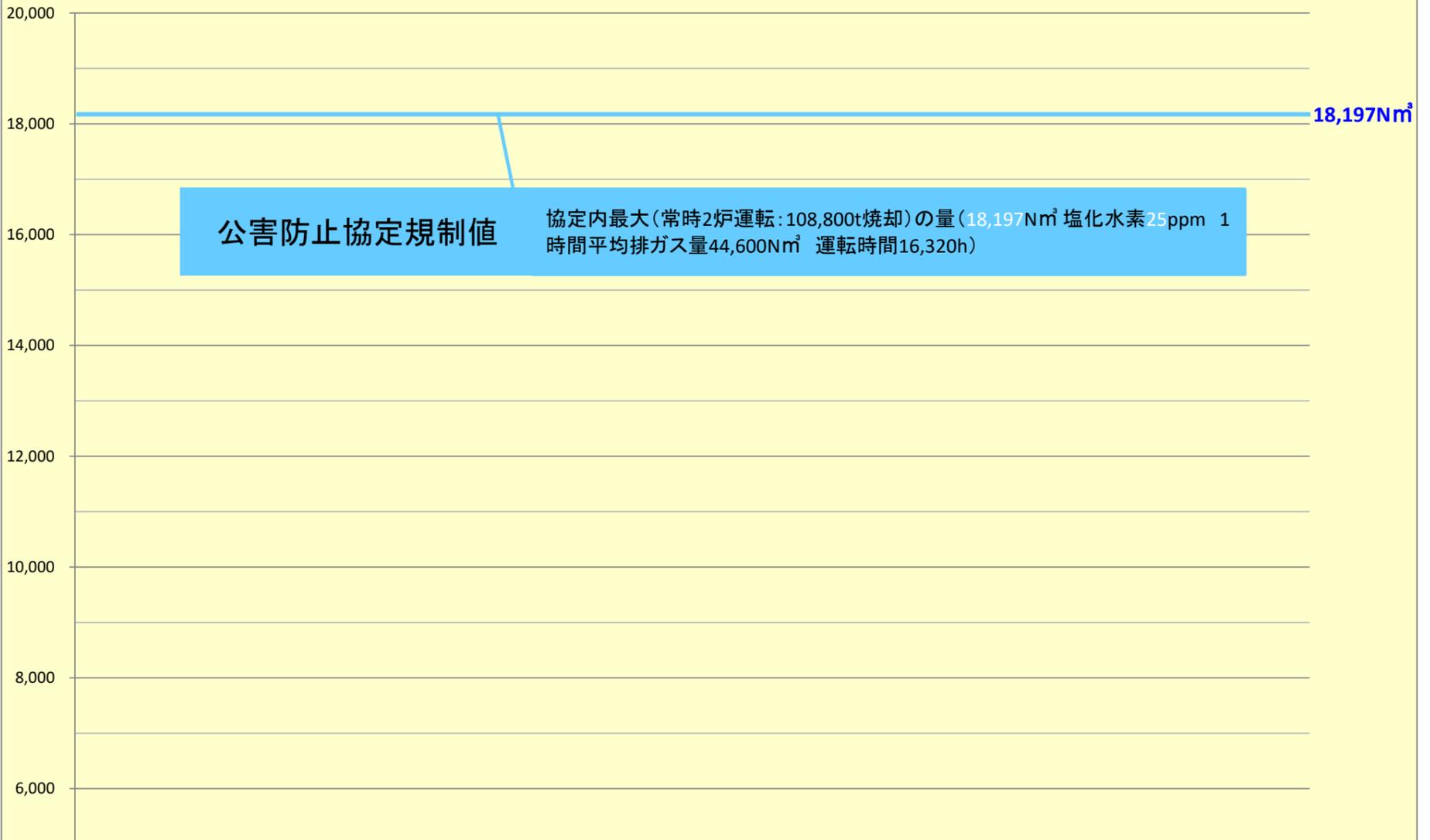


※ ばいじんの公害防止協定規制値では総量規制はない。濃度規制はある。

※ 計算式は実測ばいじん濃度(g/Nm<sup>3</sup>)×総排出ガス量で算出している。

表は平成15年からのばいじんの1年間の総排出量を示したものである。公害防止協定に規定されている最大焼却量(320t/日×340日)を処理した場合で公害防止協定規制値の0.02g/Nm<sup>3</sup>を1年間排出し続けた場合の量は14,557kgとなる。これに対し12年間の平均値は497kgとなっていて、公害防止協定規制値で排出した場合の3.4%程度となっている。また、昭島市加入後の値は平成26年度～28年度のばいじん実測濃度の平均値と昭島市加入後の総排出ガス量(現在の6.27万トン処理に昭島市のごみ量2万4,000トンを加えた8万6,700トンを処理した場合に排出されるガス量)を乗じて算出した。昭島市加入後は排出ガス量が増加するため排出量も増加するが、公害防止協定規制値の0.02g/Nm<sup>3</sup>を1年間排出した場合の3.9%程度となる。

塩化水素 単位: Nm<sup>3</sup> (カッコ内は年間平均ppm)



※ 塩化水素の公害防止協定規制値では総量規制はない。濃度規制はある。  
 ※ 計算式は実測塩化水素濃度(ppm) × 総排出ガス量で算出している。  
 表は平成15年からの塩化水素の1年間の総排出量を示したものである。公害防止協定に規定されている最大焼却量(320t/日 × 340日)を処理した場合で公害防止協定規制値の25ppmを1年間排出し続けた場合の量は18,197Nm<sup>3</sup>となる。これに対し14年間の平均値は2,986Nm<sup>3</sup>となっていて、公害防止協定規制値で排出した場合の16%程度となっている。また、昭島市加入後の値は平成26年度～28年度の塩化水素実測濃度の平均値と昭島市加入後の総排出ガス量(現在の6.27万トン処理に昭島市のごみ量2万4,000トンを加えた8万6,700トンを処理した場合に排出されるガス量)を乗じて算出した。昭島市加入後は排出ガス量が増加するため排出量も増加するが、公害防止協定規制値の25ppmを1年間排出した場合の25%程度となる。